

## 主な論点

### I 投資サービス法（仮称）の規制の対象範囲

- リスク・リターンの意義について、預金・保険等の各金融商品の具体的な規制対象範囲の議論との関連も踏まえ、どう考えるか。【説明資料 p. 2】
- 他の業法等で規制されている金融商品等について、投資サービス法において、どのように取扱うか。【説明資料p. 8】
- 「中間整理」では「金融サービス・市場法」を展望しつつ議論を行うことが必要と指摘されているが、上記論点に関する議論や法の目的も踏まえつつ、投資サービス法の対象範囲についてどう考えるか。【説明資料p. 8】

### II 業規制

- ファンドの持分等の自己募集及びファンドにおける資産運用の取扱いについてどう考えるか。一定数以上の一般投資家を対象とするファンドにおける自己募集や資産運用については業登録の対象としつつ、特定投資家（プロ）向け又は投資家数が一定以下のファンドの自己募集・資産運用については、より簡易な規制とすることが考えられるが、どうか。また、より簡易な規制として、具体的にどのようなものが考えられるか。【説明資料 p. 11】

### III 行為規制

- 事前書面交付義務、適合性の原則、不招請勧誘の禁止等、行為規制について、これまで議論してきた事項を踏まえ、さらに留意すべき点はないか。  
【説明資料p. 24】

#### IV 特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の区分

- 「選択により一般投資家に移行可能な特定投資家（一定規模以上の法人等）」、「選択により特定投資家に移行可能な一般投資家（特定投資家に該当しない法人のほか、一定の要件を満たす個人）」の範囲について、具体的にどのような基準を設けることが考えられるか。【説明資料 p. 26】
- 顧客が特定投資家である場合の行為規制の取扱い、特に適合性の原則について適用除外することについて、どう考えるか。【説明資料 p. 27】

#### V 集団投資スキーム（ファンド）

- ファンドについて、過剰な規制を回避しつつ、利用者保護を図るため実効的な規制の枠組みを構築するとの観点から、どのような方策が考えられるか。このような観点から、開示規制、業規制（自己募集を含めた販売・勧誘・資産運用）、仕組み規制について、どのような組み合わせが最も望ましいと考えられるか。【説明資料 p. 30】

#### VI 開示規制

##### 【適格機関投資家の範囲】

- 開示規制においては、適格機関投資家に該当する者が周知されていなければ、投資商品の勧誘が公募に該当するのか、私募に該当するのかを判断することができず、投資商品の勧誘行為に支障を来すこととなりかねない等の問題がある。この点を踏まえると、行為規制における特定投資家（プロ）とは別箇の考慮が必要と考えられるが、どうか。【説明資料 p. 35】
- 適格機関投資家の範囲に関しては、金融機関について適格機関投資家とする一方、金融機関以外の事業会社等については、一定の基準を満たすものを届出によって適格機関投資家とし、その旨を広く周知するという現行の制度の枠組みを基本的に維持することが適切ではないか。その上で、届出によって適格機関投資家となりうる者の範囲やその基準については、取引の実態等に即して見直しを行い、適格機関投資家の範囲の拡大を図るべきではないか。【説明資料 p. 35】

#### 【公開買付制度・大量保有報告制度】

- 近年の企業の合併・買収の動向等を踏まえ、公開買付制度及び大量保有報告制度についての見直しが必要ではないか（この点については、当部会の下に設置された公開買付制度等ワーキング・グループにおいて、幅広く検討中。）。

【説明資料p. 36】

#### 【四半期報告制度】

- 四半期報告制度については、当部会の下に設置されたディスクロージャー・ワーキング・グループがとりまとめた報告に沿って検討を進めていくべきであるとされている。ワーキング・グループ報告で検討が必要とされていた半期報告制度の四半期報告制度への統合については、その統合を基本として、さらに実務上の詰めを進めていくこととしてはどうか。【説明資料p. 33】

#### 【内部統制】

- 財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査については、企業会計審議会における関連の基準のあり方の検討等を踏まえ、制度化のあり方について判断することとされているが、これらを義務化することとしてはどうか（企業会計審議会内部統制部会においては、12月8日に基準のあり方について報告をとりまとめる予定。）。

その際、有価証券報告書の記載内容の適正性について、経営者に確認を求める制度を併せて導入することとしてはどうか。【説明資料p. 33】

### Ⅶ 取引所

- 平成15年12月の報告において例示された3つの類型を踏まえ、望ましい組織形態について、どう考えるか。その際、「現場の品質管理といった側面も踏まえ」る場合、取引所を取り巻く環境や、市場の開設者が自らの市場をどうデザインしていくかという方針は、各取引所によって異なり得ると考えられるが、このような観点を踏まえ、どのような制度設計をすべきか。

【説明資料 p. 39】

### Ⅷ 自主規制機関

### Ⅸ 民事責任規定、エンフォースメント、金融経済教育等

- 民事責任規定、エンフォースメント、金融経済教育に関して、これまで議論してきた事項を踏まえ、さらに留意すべき点はないか。【説明資料p. 45】